

一般社団法人 機能性薄膜材料デバイス国際会議 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 当法人は、一般社団法人機能性薄膜材料デバイス国際会議と称する。
2. 英語名は、International Society of Functional Thin Film Materials & Devices とする。

(主たる事業所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県茂原市におく。
2. 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

- 第3条 当法人は、薄膜及び材料関連学術分野の研究の促進、並びに成果の普及に関する事業を行い、以て社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 国内外における国際会議、研究会、講習会等の会議の開催及び支援
 - (2) 前号に掲げる事業に附帯関連する事業

(公告)

- 第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。
- <http://www.syadan-amfpd.org>
- ただし、事故その他のやむえない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(社員の資格及び入社)

- 第6条 当法人の社員を実行委員と称する。
2. 社員の入社は、当法人の事業運営に貢献実績がありかつ法人の社員となる意思のある研究者であって社員2名以上からの推薦に基づき、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けることによる。
 3. 前項の研究者とは、平成25年4月10日付日本学術会議科学者委員会決定「協力学術研究会団体の指定の審査事務にあたって、団体規定等に指定要件として規定されている“研究者”の範囲について」に該当する者とする。
 4. 理事会は、上記推薦を受けたら、直近の社員総会に社員の入社を付議しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 連続した2回の社員総会を代理人に委任することなく出席しなかったとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人にたいして予告するものとする。

(除名および賠償責任)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

2. 当法人の社員が情報漏洩等を行った場合、当法人は当該社員に対し、損害賠償請求ができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名及び住所の記載した社員名簿を作成する。

2. 名簿の記載内容に変更が生じたとき、社員は遅滞なく当法人に文書で届け出なければならない。

(免責事項)

第11条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条1項の規定により、理事または監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することが出来る。

第3章 総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、それぞれを定時実行委員会及び臨時実行委員会と呼ぶ。

2. 定時社員総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に開催する。
3. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 社員の現在人数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招

集の請求があったとき

(招集)

第 13 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
3. 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(代理)

第 14 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 15 条 社員の総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 16 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるとは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の開催日から 10 年間主たる事務所に据え置く。

第 4 章 会員

(会員の種類)

第 19 条 当法人における会員の種別は、以下の通りとする。会費は、別に定める規則によるものとする。

- (1) 協賛学会 当法人の目的に賛同し加盟した学術団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し入会した事業を賛助する法人又は団体
- (3) 維持会員 当法人の目的に賛同し入会した事業を賛助する個人
- (4) 一般会員 当法人の目的に賛同し本法人の事業に参加する個人

(入会及び退会)

第 20 条 当法人への加盟又は入会を希望するものは協賛届又は入会届を提出し、文書により申し込む。

2. 会員は文書により届け出ることでいつでも退会できる。

3. 退会にあたり、既納の会費は別に定めがある場合を除きいかなる理由があってもこれを返却しない。

(会員資格の停止及び喪失)

第 21 条 理事会は、以下の場合、規則の定めに従って、会員資格を停止若しくは退会処理することができる。

- (1) 会費未納のとき
- (2) 会員である個人が死亡又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為があったとき
- (4) 会員への連絡が取れないとき

(会員の役割)

第 22 条 協賛学会は会費及びその他の一切の経費の負担を行わない。

2. 協賛学会は当法人の国際会議開催その他の事業に協賛し、当法人の事業の実施に協力する。
3. 賛助会員及び維持会員は、別に定める規定による会費を負担する。
4. 一般会員は別に定める規定による負担をする。

(会員の権利)

第 23 条 会員の権利の詳細は別に定める規定による。

2. 協賛学会の会員は当法人がおこなう事業に割引価格で参加することができる。
3. 協賛学会は代表理事が招集するアドバイザー委員会において、当法人の事業に対し意見を述べるができる。
4. 賛助会員及び維持会員は、別に定める規定の範囲で、会費の納入に応じて当法人の事業への参加費の減免を受け、当法人の事業にかかわる出版物への広告等を掲載することができる。
5. 一般会員は当法人の事業に無償又は有償で参加できる。

第 5 章 役員等

(役員の設定等)

第 24 条 当法人に、次の各号の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 5 名以下
- (2) 監事 2 名以内
2. 理事のうち、1 名を代表理事とする
3. 代表理事以外の理事のうち、1 名を副代表理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3. 前項の規定に関わらず、理事会には3年をこえる連続した事業年度において同一社員を理事に定めることはできないが、社員総会で了承を得られるならばその限りではない。
4. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他の特別な関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第26条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を遂行する。

2. 副代表理事は代表理事を補佐し、当法人の業務を遂行する。
3. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。
4. 代表理事及び副代表理事は、毎事業年度毎に4か月を超えない間隔で1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
5. 代表理事及び副代表理事は協賛学会とアドバイザリーコミッティを開催し、理事会又は当法人の事業の開催と情報交換を行うことができる。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第28条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員、社員は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件をみたしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した代表理事、監事及び出席者代表 2 名以上は前項の議事録に署名又は記名捺印しなければならない。

(理事会規則)

第 36 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類

を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

2. 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事業所に10年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第40条 当法人は、剰余金の配分の分配を行うことができない。

(会議の運営)

第41条 当法人が実施する会議等の開催費の全ては、参加者の参加費及び協賛団体等の寄付金で賄う。開催費に不足がある場合は不足引当金から充当し、余剰がある場合は不足引当金に算入することにより年度毎の収支を合わせ、利益の生じない運営を行う。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、「一般法人法」148条第1号、第2号及び第4号から7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人の類似の事業を目的とする公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 当法人は、残余財産の社員への分配を行わない。

第9章 委員会等

(委員会等)

- 第 45 条 当法人の事業を円滑に運営するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会及び必要な地に支部（以下、委員会等という）を設置することができる。
2. 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
 3. 社員総会並びに理事会は別途規定を定めることにより事業執行の権限を委員会等に移譲することができる。

第 10 章 附則

（最初の事業年度）

第 46 条 第 36 条の規定にかかわらず当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 28 年 3 月 31 日とする。

（設立時役員）

第 47 条 当法人の設立時の役員は、次の通りであり、任期は平成 29 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時社員総会終結のときまでとする。

| | |
|-------|-------|
| 設立時理事 | 濱田 弘喜 |
| 設立時理事 | 浦岡 行治 |
| 設立時理事 | 岡田 明 |
| 設立時監事 | 木村 睦 |

設立時代表理事 濱田 弘喜

（設立時社員の氏名及び住所）

第 48 条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

| |
|-------|
| 濱田 弘喜 |
| 浦岡 行治 |
| 岡田 明 |
| 木村 睦 |
| 伊藤 丈二 |

（法令の準拠）

第 49 条 定款に定めのない事項は、すべて「一般法人法」その他の法令に従う。

平成 27 年 9 月 24 日

(附則)

定款認証：平成 27 年 9 月 24 日

会社成立：平成 27 年 10 月 1 日

変更：平成 29 年 4 月 18 日